

# 茨城県地域防災計画の概要

## (1) 震災対策計画編

### 第1章 総則

- 震災対策計画の概要
  - ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震度7を想定した防災対策の確立
- 茨城県の地震被害(被害をもたらす可能性のある地震)
  - ・東海地震 ・首都直下地震 ・茨城県南部, 茨城県沖, 福島県沖
- 各機関の業務
  - 県, 市町村, 防災関係機関

### 第2章 震災予防計画

- 防災体制の整備(組織, 活動体制)
  - ・県, 市町村, 防災関係機関
  - ・職員への周知徹底, マニュアルの作成
  - ・自主防災組織, ボランティア
- 相互応援体制の整備
  - ・他自治体との協定締結(県, 市町村)
- 地震に強いまちづくり
  - ・ライフライン, 土木施設等の耐震化
- 津波対策
  - ◆情報伝達体制の確立
    - ・同報無線, サイロ, 半鐘
    - ・ビジヤ客, 水産事業者等
  - ◆海岸保全事業の推進
  - ◆海面監視体制の確立
  - ◆避難体制の整備
    - ・避難場所, 経路の確保・周知
  - ◆津波防災思想の普及
    - ・一般住民, 船舶
  - ◆津波防災訓練の実施

### 第3章 震災応急対策計画

- 初動対応
  - ・職員参集・動員, 各体制設置基準 ・災害対策本部
- 災害情報の収集・伝達
  - ・通信手段, 津波警報等の伝達, 被害情報の収集 ・災害情報の広報
- 応援・派遣
  - ・自衛隊, 協定に基づく応援, 消防機関の応援要請
  - ・他都道府県へ応援
- 被害軽減対策
  - ・警備体制(警察) ・避難勧告, 指示
  - ・緊急輸送 ・消火, 救助救急活動 ・応急医療活動
- 被災者生活支援
  - ・被災者の把握 ・避難所の開設, 運営 ・ボランティア活動支援
  - ・相談窓口の設置 ・生活救援物資の供給(食糧, 応急給水)
  - ・災害時要援護者の安全確保 ・応急教育
- 災害救助法適用
  - ・被害状況把握, 認定 ・救助法の適用
- 応急復旧・事後処理
  - ・建築物(応急危険度判定) ・土木施設(道路, 港湾, 鉄道) ・ライフライン(電力, 電話, 都市ガス, 上下水道)
  - ・清掃, 防疫, 障害物除去 ・行方不明者捜索

### 第4章 震災復旧・復興対策計画

- 被災者の生活の安定化
  - ・義援金の募集, 配分 ・災害弔慰金, 災害援護資金, 災害見舞金等
  - ・租税, 公共料金の特例措置 ・雇用対策 ・住宅建設
  - ・被災者生活再建支援(支援金の支給)
- 被災地復旧
  - ・復旧事業 ・解体, がれき処理
- 激甚災害の指定
- 復興計画の作成

## (2) 原子力災害対策計画編

### 第1章 総則

#### 計画対象範囲等

計画対象事業所 原災法対象10事業所

原災法対象事業所のEPZに含まれる市町村

- ・東海・那珂地区→東海村, 那珂市, 日立市, 常陸太田市, ひたちなか市
- ・大洗・銚田地区 →大洗町, 銚田市, 水戸市, 茨城町

#### 特定事象に該当しない事故への対応

### 第2章 原子力災害予防計画

#### 原子力事業者における防災体制の確立等

##### 国・県・市町村等の連携

##### 災害応急体制及び施設の整備

- ・オフサイトセンターの整備, 管理, 防災関係機関の体制等, 広域的応援体制

##### 情報伝達・住民広報体制の確立

##### 緊急時モニタリング体制の整備

- ・平常時監視, 緊急時モニタリング体制の確立, モニタリング設備, 機器の整備

##### 避難計画等の整備

避難計画等の基本型の整備 (EPZのうち施設に近い地域に、さらに重点において防災体制を整備)

- ・東海第二発電所, 東海再処理施設, 高速実験炉「常陽」
- ・核燃料加工・使用施設及び小規模の試験研究炉

##### 防災関係資機材の整備

##### 緊急被ばく医療体制の確立

##### 教育及び訓練

- ・防災関係者等の研修, 訓練, 住民参加型の原子力総合防災訓練の実施

##### 住民に対する防災知識の普及

##### 災害時要援護者への対応

##### 原子力施設上空の飛行規制

### 第3章 原子力災害応急対策計画

#### 事故発生時、特定事象発生時における連絡及び初期活動

#### 茨城県災害対策本部の設置

#### 緊急時モニタリング

- ・初期モニタリング (事業所周辺の放射線の状況を迅速に把握)
- ・第1段階モニタリング (避難等防護対策の必要性を判断するため、迅速性を優先して実施)
- ・第2段階モニタリング (より広範な地域について、放射性物質等の全般的影響を評価し、確認)

#### 広報

#### 避難・屋内退避等

- ・避難・屋内退避等の指標に基づく防護対策→「屋内退避」, 「コンクリート屋内退避」, 「避難」
- ・防護対策区域の指定及び避難・屋内退避等の実施の指示等, 避難・屋内退避等の実施方法 (自家用車を用いた避難を含む)

#### 緊急被ばく医療

- ・緊急被ばく医療の体制 (初期、二次、三次被ばく医療, 緊急医療センターの設置, 救護所設置)
- ・緊急被ばく医療措置 (放射性物質放出事故, 中性子線等の直達放射線被ばく事故)

#### 飲食物等に関する措置

- ・飲食物摂取制限, 制限地区への飲食物の供給

#### 緊急輸送

#### 関係機関等への協力要請

#### 災害時要援護者対応

#### 防災業務関係者の防護対策

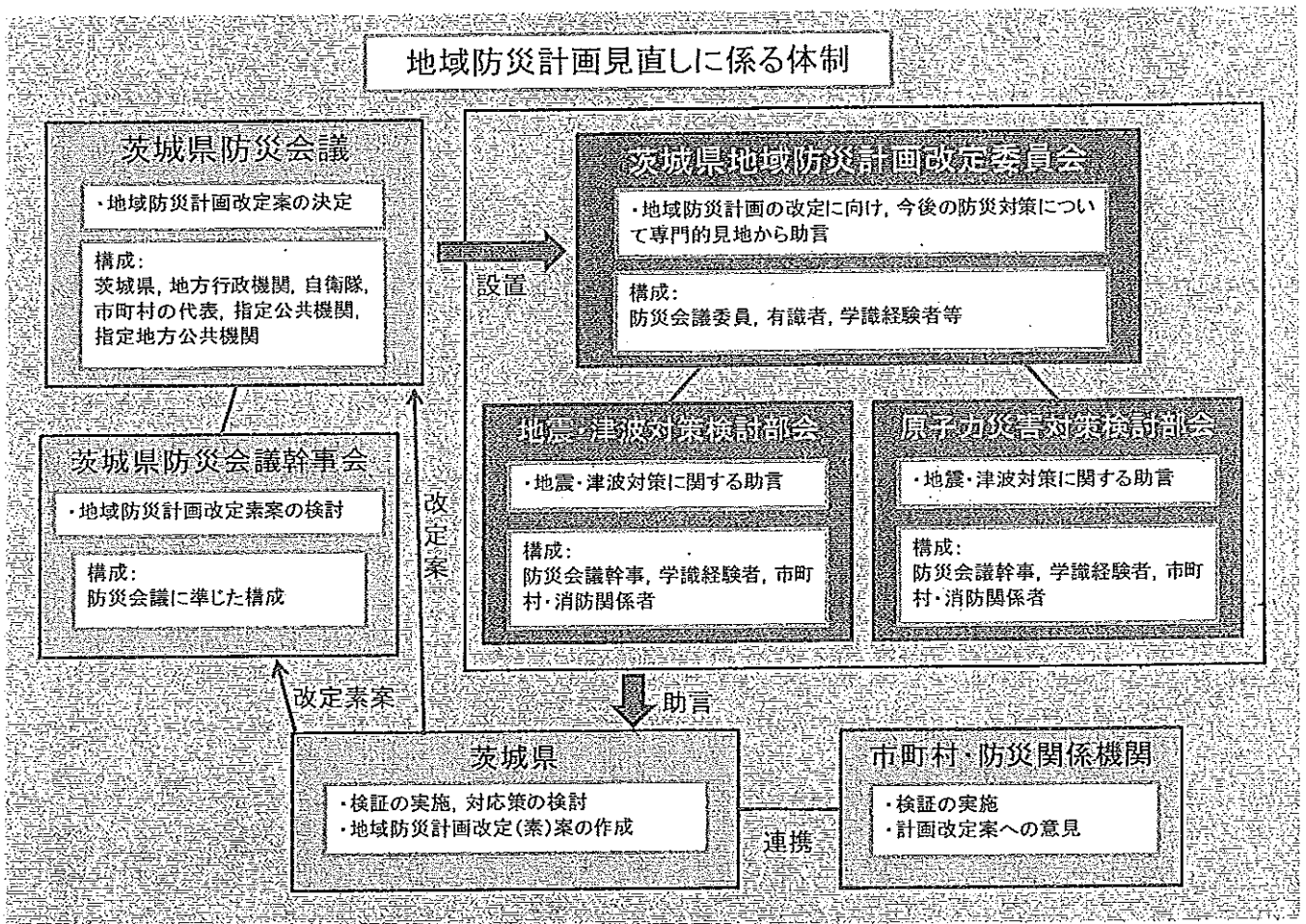
### 第4章 原子力災害復旧計画

#### 放射性物質の除去、各種規制措置の解除、広報

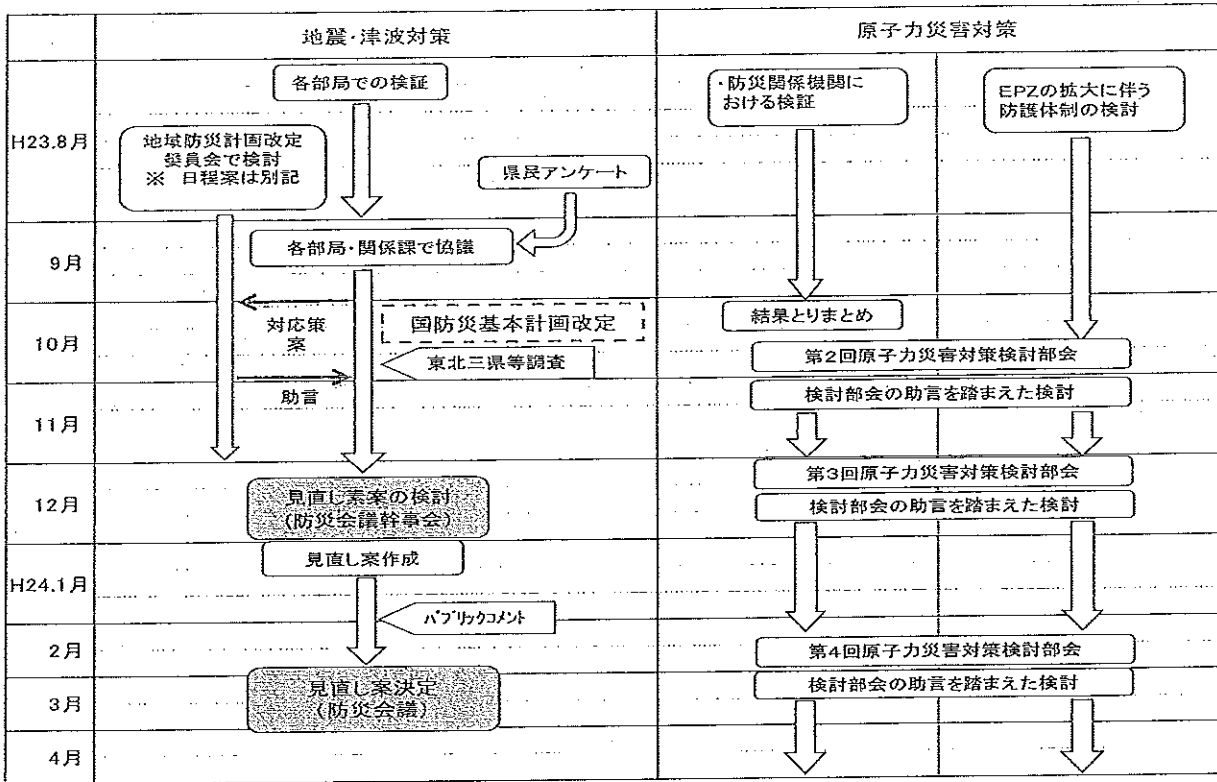
#### 被害状況の調査、住民等の健康影響調査等の実施

### 茨城県地域防災計画の改定について

- 1 茨城県防災会議に、「茨城県地域防災計画改定委員会」を設置する。  
設置目的: 地域防災計画の改定に向け、専門的見地から防災対策に係る助言を行なう。  
構成: 委員会に2つの部会を設置。  
①「地震・津波対策検討部会」  
②「原子力災害対策検討部会」
- 2 県庁各部局においては、今回の災害対応について徹底的な検証を行い、問題点・課題等を抽出し、委員会や部会からの助言を受け、課題等の対応策などを検討する。
- 3 原子力災害においては、複合災害に対する対応について、現在の地域防災計画の課題を検証するとともに、福島原発事故を踏まえ課題の検討を行い、委員会や部会からの助言を受け、課題等の対応策などを検討する。



県地域防災計画改定スケジュール



※ 地域防災計画改定委員会・検討部会等開催日程案

	開催委員会・部会	検討内容
9月9日	第1回地域防災計画改定委員会 第1回地震・津波対策検討部会 第1回原子力災害対策検討部会	・検証項目, 課題の抽出
9月16日	*市町村における地震・津波の問題点・課題等の回答期限	
9月22日	*各部署における地震・津波の問題点・課題等の回答期限 *各部署・市町村における原子力の検討項目の回答期限	
10月上旬	第2回地震・津波対策検討部会	・問題点, 課題の抽出
10月下旬	第2回原子力災害対策検討部会	・問題点, 課題の抽出 (1回目) [助言を受け各部署等で検討]
11月上旬	第3回地震・津波対策検討部会	・課題の対応策 (1回目) [助言を受け各部署等で検討]
11月下旬	第2回地域防災計画改定委員会 (地震・津波対策関係)	[助言を受け改定素案の作成]
12月上旬	第3回原子力災害対策検討部会	・課題の対応策 (2回目)
12月下旬	県防災会議幹事会	・地域防災計画改定素案の検討
2~3月	県防災会議 第4回原子力災害対策検討部会	・地域防災計画 (地震・津波) の改定 ・課題の対応策 (3回目)

\*地震・津波対策検討部会は、必要に応じて回数を増やす予定。

## 東日本大震災発生時の茨城県地域防災計画(震災対策計画編)検証項目

検証事項	検証項目	備考
災害情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への災害情報の伝達手段の確保, 情報発信</li> <li>・被害概況の把握にあたって, 各市町村との連絡は(通信手段や手順)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村の情報共有はどのように行われたか(支援の基本情報となる避難者(氏名等)や避難所(所在等)の情報がどのように共有されたか。迅速な共有はできていたか。これらの情報とともに備蓄品や支援物資の情報共有と物資の的確・迅速な提供ができていたか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関からの被害情報の収集</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集・伝達手段としてのソーシャルメディア(twitterやFacebookなど)は活用されたか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘリによる災害情報収集</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告・指示は適切に行うことができたか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員, 来庁者に対し, 適切な避難指示・誘導をすることができたか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な災害情報の広報は円滑にできたか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への協力, 発表は適切にできたか</li> </ul>	
	通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村庁舎の被災による影響, 停電による影響(防災情報ネットワーク)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村庁舎の被災・停電による通信体制への影響</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定電話, 携帯電話の通信制限による影響</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村間の連絡手段の確保</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に派遣した出先事務所職員(機動班)の通信手段の確保</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信網の確保(災害用臨時電話, 原子力系連絡用電話, 庁内内線(外線)の役割分担の明確化が必要ではないか。どの電話網がどんな役割を果たすのか, 現状で十分なのか。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動班の市町村派遣(機動班を市町村へ派遣することは必要だったか。また, 派遣時には当座市町村で必要としている救援物資を確保し, 搬送すべきではなかったか。)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集手段の確保(庁内テレビ電波送信系統に故障が発生し, テレビが見られない状態となったが, 代替の情報収集システムの配備は十分か)</li> </ul>		
被災者生活支援・避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者, 疎開者, 自宅被災者の把握</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の被災状況の把握</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の設置, 運営上の問題</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者以外への給食の実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事, 生活用品の給与</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期停電, 断水による避難所運営への影響</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期に渡る避難による健康管理(高齢者, 障害者, 服薬者等)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の受入れ対応, 誘導等に問題はなかったか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災が真夏や真冬であった場合の環境整備はどうであるか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期避難者の精神保健, 心のケア対策はどうだったか</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所で運営にあたる人員の確保</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県からの避難者への対応</li> </ul>	

検証事項	検証項目	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難所や地域防災拠点となっている公園等の避難所における電気や燃料、物資の確保が可能な体制がとれているか。</li> <li>・避難所としての機能は十分か（広域避難地には冷暖房設備が必要）</li> <li>・避難所受入れに対する指定管理者への経費補償が適切にできたか</li> <li>・広域避難所に指定されている県営公園の避難者受入れについて、物資等の確保等の市町村との連携はうまくいったか</li> <li>・被災者が必要とする生活資金を円滑に確保できたか。災害融資の条件等は適切か。</li> <li>・ボランティアの受入れ体制</li> <li>・ボランティアの十分な活用</li> <li>・被災者ニーズの把握は円滑に実施できたか</li> <li>・速やかな相談窓口の設置、運営上の支障</li> <li>・必要な生活情報の提供（提供手段）</li> <li>・食糧、生活必需品等の、備蓄品目・数量・配置箇所</li> <li>・応援物資の保管場所（数、面積、防災拠点の必要性）</li> <li>・提供された支援物資の保管場所が確保されていたか。さらには、積み下ろし的手段等は想定していたか。</li> <li>・社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策（救助、避難誘導、負傷者の搬送等）</li> <li>・在宅災害時要援護者に対する安全確保対策（安否確認、情報の提供、相談窓口等）、食糧・生活物資等の支援</li> <li>・外国人に対する安全確保対策（避難誘導、安否確認、救助活動、情報の提供、相談窓口等）</li> <li>・災害時要援護者の避難所の生活上の問題（ニーズへの対応）</li> <li>・災害時要援護者の安否確認や避難支援における体制の確保</li> <li>・り災証明発行に係る市町村の処理能力、知識</li> <li>・県外被災者への対応</li> <li>・避難所でない県施設（県庁・合同庁舎等）に、水・トイレ・電気・安全等を求めて多数の住民が一時的に避難したことへの対応</li> <li>・住民の避難誘導に混乱はなかったか</li> <li>・他県からの帰宅困難者の対応（誘導、避難場所等）</li> </ul>	
支援物資の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の輸送手段の確保（要請先との調整の問題、燃料不足）</li> <li>・必要な物資の把握、調達、配布でのミスマッチ</li> </ul>	
給水活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水車の確保・調整（ニーズの把握、手配）は円滑に行えたか</li> </ul>	
応急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供（通信手段の確保等）に問題はなかったか</li> <li>・医療救護所の設置に問題はなかったか</li> <li>・DMATの派遣調整・編成・派遣・受入れ、現地の活動等で支障・問題はなかったか。</li> <li>・病院における非常用電源の確保（自家発電装置の設置状況）に問題はないか</li> <li>・非常用発電用の燃料の確保はどうか</li> <li>・医療用水（透析）等の確保</li> <li>・医療機関の被災による影響、病院間の連絡の状況</li> </ul>	

検証事項	検証項目	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院間の連絡はどのように行われたか</li> <li>・病院における入院患者の安全確保対策（避難誘導、救助、治療）に問題はなかったか</li> <li>・患者搬送等に係る緊急車両の確保に問題はないか</li> </ul>	
消防団の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の招集方法</li> <li>・消防団の活動状況</li> <li>・消防水利の確保</li> </ul>	
自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動状況</li> <li>・市町村災害対策本部との連携</li> </ul>	
公共施設・インフラの被災情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の把握</li> <li>・道路の応急復旧（被害状況の把握、う回路等の選定、広報等含む）は円滑に行えたか</li> <li>・港湾、漁港の応急復旧（被害状況の把握、安全の確保等含む）は円滑に行えたか</li> <li>・河川、砂防施設の応急復旧（被害状況の把握、緊急工事の実施）は円滑に行えたか（土木部）</li> <li>・交通施設利用客の安全確保、帰宅困難者への対応</li> <li>・公共施設の復旧で妨げとなったこと等（停電、燃料の影響など）</li> </ul>	
ライフライン施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の把握は迅速にできたか</li> <li>・耐震化や被害軽減対策、代替措置対策</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧（作業体制、広報含む）</li> <li>・上水道施設の応急復旧（作業体制の確保、広報等含む）は円滑に行えたか</li> <li>・迅速な応急危険度判定作業</li> </ul>	
燃料不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>（体制の整備）</li> <li>・燃料支援班の設置</li> <li>（被害状況の把握）</li> <li>・スタンド被害・復旧見通しの把握と広報体制</li> <li>（電源用燃料の確保）</li> <li>・病院の非常用発電用の燃料の確保</li> <li>・連絡方法（通信手段）</li> <li>（緊急車両・災害活動車両の燃料確保）</li> <li>・協力要請先</li> <li>・災害支援協力給油所の確保</li> <li>・電源</li> <li>（専用スタンド運営）</li> <li>・緊急車両の指定</li> <li>・スタンド運営（一般車排除）</li> <li>（一般県民の燃料確保）</li> <li>・限られた燃料の供給・給油のあり方</li> <li>（その他）</li> <li>・関係機関融通体制（元売りとの連携による供給確保等）</li> <li>・非常用発電機・公用車等の燃料確保（県庁舎・合同庁舎をはじめとした施設の非常用発電機の燃料や、緊急車両（管財バス含む）としての公用車の燃料確保</li> <li>・ダムでの非常用発電の燃料不足が困難だった</li> </ul>	
応急教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の情報収集、児童生徒等の安全確保（避難誘導、校内保護、下校時の危険防止）</li> <li>・帰宅困難生徒の対応（把握、誘導、一時避難場所、解消方法）</li> <li>・保護者との連絡体制</li> <li>・教育施設の確保（被災施設）、避難所との共存</li> </ul>	

検証事項	検証項目	備考
職員参集・動員、 災害対策本部	・夜間や休日であった場合の必要な職員の参集	
	・防災関係機関（ライフライン）等の県本部への参集	
	・地震で庁舎が被災した市町村の本部機能の設置	
	・本部の職員の給食の確保（給食が行われたのは、本部事務局員のみで各部までは給食されなかった。各部への給食はされないのか（各部は本部ではないのか））	
	・災害対策本部以外の災害業務（課内待機等）対応職員の衣食（防災服、寝具、食糧、当庁手段、燃料等）の確保は出来ていたのか。また、誰が負担・準備すべきか（職員個人、所属、災害対策本部）	
	・災害対策本部事務局員の配置について、動員の体制・規模は十分であったか。本部職員（動員）のステップ別（初期～段階ごと）の配置体制は適当であったか。	
	・本部事務局員のローテーションは、現在配置している職員の範囲で行うのか。現員が常時貼り付けられるように各部各課でバックアップ要因を配置するのか。	
	・長期化した場合の本部事務局員の交代要員等の確保体制について十分であったか。特に指示（取り決め）がなかったため、各所属ごとの判断になり、職員本人や所属の負担に不均衡が発生しなかったか	
	・本部設置長期化による本部職員の引き継ぎ等は適当だったか	
	・本部事務局の業務について、不必要な（結果として無駄だった）業務等はなかったか	
	・初動期の各部各課における災害対応職員の配置について、特に技術系職員の交代など勤務形態に無理がなかったか	
	・当初想定されていなかった業務の割り振りは適当であったか。（特定課所に業務が集中していなかったか。また、収集した場合の対応（部局間等の張り振りの変更等は適当であったか）	
	・防災センターが使用不能となった場合、防災センターの代替施設のされている県公館は施設面や機能面で対応できるのか	
	・職員の安否及び所在の確認をどのような方法により行い、確認にはどれくらいの時間を要したか	
自衛隊派遣要請・ 受入体制の確保	・自衛隊に対する災害派遣要請は適切な時期に円滑にできたか	
	・自衛隊に要請をする活動の調整	
応援要請・受入体制の確保	・他県への応援要請（近隣の都県が被災した要請を受けられない場合）	
	・県から市町村への応援について、ニーズの把握、派遣調整	
	・県全体として災害時（発生後ステップ別）に継続すべき業務と中断、休止すべき業務の区分、及び余剰人員発生の有無を把握できていたか。応援・派遣の割り振り、分担は特定の職員、所属に負担が偏ることはなかったか	
	・国や知事会等からの職員派遣（応援）への対応について庁内の応援が必要な業務を的確に把握できていたか	
・国等からの応援、県からの市町村等への職員派遣の状況について把握できていたか		



検証事項	検証項目	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なルートからの職員派遣要請の一元管理・情報共有（受理，動員の可否の決定，日々の動員状況等）ができていたか</li> </ul>	
他都道府県被災時の応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県への応援・派遣についての調整</li> </ul>	
緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送路の指定路線の検討</li> <li>・緊急輸送道路を確保（道路の損壊・ルート確保）</li> <li>・緊急輸送のための輸送車両等の調達（関係機関との連絡調整等）</li> <li>・緊急輸送のための管財バスの調整について，災害対策本部と管財課との連絡調整，管財バスの先導・誘導，運転手の手配は円滑に行えたか</li> <li>・鉄道や船舶の使用不能による影響</li> <li>・緊急通行車両の標章・証明書の発行手続き</li> <li>・災害従事車両の高速道路無料通行の調整</li> </ul>	
液状化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握の方法</li> <li>・復旧活動上の対策</li> <li>・被災者支援の対策</li> </ul>	
消火活動，救助・救急活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電，断水による消火活動への影響</li> <li>・交通（渋滞，通行止），通信の混乱による救助・救急活動への支障</li> </ul>	
危険物等災害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等流出対策及び対応</li> </ul>	
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握及び認定</li> </ul>	
清掃・防疫・障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電，断水，燃料不足による清掃，し尿処理への影響</li> <li>・ガレキ，災害ごみの除去についての問題点</li> </ul>	
行方不明者等の捜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の捜索に支障はなかったか（関係機関の連携）</li> <li>・多くの死者が発生した場合の遺体の安置，処理，埋葬</li> <li>・遺体を収容する棺，ドライアイス等の準備の取り決め</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁舎，合同庁舎をはじめとした県施設で上水の供給が停止した場合の上水の確保をどうするか</li> <li>・災害業務にあたった職員の被曝（二次被害防止）対策は十分であったか</li> <li>・復旧，復興の体制は適当であるか（設置主体はどこか。また，復興本部の設置は必要なかったのか）</li> <li>・帰宅困難，当庁困難職員（岐路の封鎖，ガソリン不足等）への対応は適当であったか</li> <li>・防災服の貸与範囲（災害本部員交代要員，応援要員，各所属長など）</li> </ul>	

東日本大震災発生時の津波対応検証項目

検証事項	検証項目	備考
避難情報の伝達	・避難勧告（指示）の決定方法・基準	
	・住民への災害情報の伝達手段の確保，情報発信	
	・船舶に対する避難勧告等	
	・災害時要援護者への伝達	
	・マスコミを通じた伝達	
避難誘導	・避難誘導體制	
	・関係機関との連携	
	・災害時要援護者への避難支援	
避難所の設置	・避難所の設置・運営	
	・災害時要援護者の受入体制	
防災関係者間での通信の確保	・防災行政無線の活用状況	
	・通信手段の確保	
防災関係者の安全確保	・防災関係者が行う活動の安全の確保	

福島第一原子力発電所の事故事例等に基づく、県地域防災計画  
(原子力災害対策計画編)の検証・検討項目

検証・検討事項	検証・検討項目	備考
SPEEDIの活用	・住民にSPEEDIによる影響予測を的確に公開していく手法の確立	
住民避難のあり方	・住民への的確な避難指示の方法	
	・屋内退避が長期に及んだ場合の食料の確保	
	・自家用車避難を円滑に実施するための体制	
	・的確な誘導體制の確保	
	・夜間における迅速かつ安全な避難	
要援護者避難への対応	・自衛隊、消防団等との協力体制のあり方	
	・避難する施設、病院の確保	
避難所等への住民の搬送	・道路等が損壊した状況下での搬送	
	・搬送車両を有する会社との連絡	
	・一時避難場所からの搬送方法	
事故発生時の情報伝達	・原子力事業所から関係機関への通報	
	・住民への確実な広報手段の確保	
緊急時モニタリング	・複合災害時に、拠点となる測定局の維持管理体制の強化による継続的なモニタリングの確保	
	・複合災害時における放射性物質の拡散状況等に応じたモニタリング体制の確立	
EPZ拡大に伴う防災体制のあり方	・災害発生時に災害対策本部等を移動する場合の代替施設	
	・退避施設、資機材の整備	
	・対象市町村拡大に伴う対応	
安定ヨウ素剤の取り扱い	・分散配備の可否	
	・服用の判断	
緊急被ばく医療	・甲状腺検査、内部被ばく検査等	